

スポーツ教室・健康教室等 規約

第1条 (名称・目的)

スポーツ教室及び健康教室等(以下本スクールという)は、生徒相互のスポーツを通じて健全な心身の維持育成と親睦を目的とします。

第2条 (所在地)

本スクールの事務所は、京都市右京区西京極新明町32番地に置きます。

第3条 (運営)

本スクールの運営は、京都スポーツネットワークが行います。

第4条 (入会)

各スクールの登録用紙を記入し、初月の受講料、入会金と合わせて受付に提出する事で入会の手続きとします。以降の受講料のお支払いは、銀行引落となります。(口座振替は当月の12日に引落されます。)尚、物価の高騰、経済情勢の変動により年会費・受講料が不相当となったときは、金額を変更する場合があります。

第5条 (休会・退会・変更の届出)

毎月20日までに各種用紙をご提出下さい。
20日を過ぎて申告されますと翌月分の受講料が発生します。
休会・変更は前月の20日、退会は当月の20日までが期限となります。

第6条 (受講資格)

本スクールを受講できる方は、スポーツを行うのに適した健康状態である者とし、本スクールの目的を理解し、規約遵守できる方に限ります。

第7条 (受講者の遵守義務)

スクール内ではコーチの指示に従い、エチケット及びマナーを守り、他の受講者に迷惑をかけないようにしなければなりません。健康管理に十分注意し、各自の責任においてご参加お願い致します。
本規定に定めのない事項、ルールについてはパンフレット・掲示物等の規定に準じるものとします。

第8条 (受講資格の取り消し)

スクール名誉を著しく毀損した受講者、および本スクールの諸規定に違反した受講者については、その資格を取り消す場合がありますのでご了承下さい。
※尚、当施設の判断により、ご入会していただけない場合がございます。

第9条 (開講制限)

天災、災害、疫病、法令の改廃、経済情勢の変動、本スクールの改編、補修点検、社員の研修等、やむを得ない事由が発生した場合、本スクールはその施設の一部又は全館を休館又は短縮し、開講制限を行うことがあります。
本規約の改廃、変更についてはスクールが決定し、その効力はすべての受講者に及ぶものとします。

第10条 (免責事項)

本スクールの受講者は、一切の言動を自己の責任と危険負担において行われることを明確に承認するものとし、スクール開講中に起きた障害、盗難、疾病、その他不慮の事故においては、一切の損害賠償の責任を負い兼ねます。

第11条 (個人情報取り扱い)

スクール入会の際頂戴します個人情報は、イベント情報や利用のご案内の連絡、利用登録名簿に利用させていただきます。
また、それらの諸連絡を実施するにあたり、『美津濃株式会社』で厳重に管理させていただきます。

第12条 (肖像権の取り扱い)

本スクールを行うにあたり、事業活動・広報活動等のために、写真・動画・画像等を使用して制作するホームページ、インターネット、イベント等の展示に使用させていただきます。
また、使用地域ならびに使用期間については、本スポーツネットワークに一任させていただきます。

この規約は2011年から施行する。
改定:2023年11月

教室ご受講のお客様へ

ご入会いただきありがとうございます。最後までご一読ください。

- ◆ 教室休講・再開や天候不良等、教室開催の有無が疑わしい場合、又は教室スケジュールの案内は、ホームページに掲載いたしますので、必ず確認して下さい。ホームページは「ミズノ かたおかアリーナ京都」で検索していただくか、QRコードを読み込んでください。個別での電話連絡は致しませんので、ご了承ください。
- ◆ 受講料は月謝制となります。各月の教室実施日数に応じて月謝のお支払いをお願いします。口座振替は当月12日(土/日/祝日の場合は金融機関翌営業日)にご登録の口座から引落いたします。※毎月末日までに口座振替依頼書をご提出頂くと、翌々月分から口座振替を開始いたします。(例 4月30日提出の場合、6月分から口座振替開始)
振替開始月までの受講料、入会金、事務手数料は現金でお支払いください。
※受講料に未納がある場合は、翌月に合算して引落しいたします。
ご自身の都合で欠席される場合の受講料の割引・返金はできません。
尚、口座振替不能が3ヵ月続き、お支払いがない場合“受講資格取り消し”となりますので、ご注意ください。
- ◆ 休会(月の受講を全て欠席)・変更の場合は休会・変更予定前月の20日、(例:3月休会→2月20日締切)退会の場合は退会予定当月の20日までにお申し出ください。(例:4月末退会→4月20日締切)どちらの申請も**20日を過ぎますと受付ができません**ので、期日までにご提出ください。
※休会・変更・退会の申請が期日までになく、お届けが未提出の場合、受講料が発生いたします。申請がなく欠席が続いても口座振替停止はいたしません。また入金済の受講料はお返しできません。申請は電話での受付・代筆は一切受け付けておりません。
窓口にて書類を記入していただくか、ホームページ上の用紙をダウンロードし、FAXにてご提出ください。FAXの場合は送信後、電話での受信確認をお願いします。
休会について
年度3ヶ月を上限とし、連続しての休会は2ヶ月です。
休会をされる場合は、今後の予定も踏まえお申し出ください。

休会・変更	
1月	12月20日締切
2月	1月20日締切
3月	2月20日締切
4月	3月20日締切
5月	4月20日締切
6月	5月20日締切
7月	6月20日締切
8月	7月20日締切
9月	8月20日締切
10月	9月20日締切
11月	10月20日締切
12月	11月20日締切

退会	
1月末	1月20日締切
2月末	2月20日締切
3月末	3月20日締切
4月末	4月20日締切
5月末	5月20日締切
6月末	6月20日締切
7月末	7月20日締切
8月末	8月20日締切
9月末	9月20日締切
10月末	10月20日締切
11月末	11月20日締切
12月末	12月20日締切

受講料口座振替依頼書提出	
1月開始	11月末締切
2月開始	12月末締切
3月開始	1月末締切
4月開始	2月末締切
5月開始	3月末締切
6月開始	4月末締切
7月開始	5月末締切
8月開始	6月末締切
9月開始	7月末締切
10月開始	8月末締切
11月開始	9月末締切
12月開始	10月末締切

- ◆ 台風の際は下記の判断基準で教室を休講いたします。
発令:京都市 教室開始時刻1時間前に**暴風警報**が発令されている場合
休講になった際の受講料の返金は翌月の受講料から調整いたします。
- ◆ 送迎時の路上駐停車は近隣の方のご迷惑になりますのでご遠慮ください。
- ◆ 連絡先等の変更がある場合は、変更届の提出をお願いいたします。

【お問い合わせ】
京都市スポーツ会館
TEL:075-315-3741
FAX:075-313-9191

